

事業者の地域貢献に関するガイドラインの策定について

平成 20 年 4 月 3 日

千葉県商工労働部経営支援課

電話 043(223)2824

「ちば中小企業元気戦略」の基本理念である地域の活性化と中小企業や商店街の活性化の好循環を生み出すための施策の一環として、大型店と地域事業者が協働して地域に貢献するための環境づくりを推進する「事業者の地域貢献に関するガイドライン」を別添のとおり策定し、本年度から施行することとしました。

1 地域貢献ガイドラインの策定主旨・経緯

(1) 背景

少子高齢化の進行や企業間の競争の激化等により、県内の多くの商店街からにぎわいが失われており、その活性化が大きな課題となっています。県内の中小企業の活性化を図るため策定された「ちば中小企業元気戦略」では、「地域の活性化と中小企業の活性化の好循環」の実現を基本理念としており、商店街においてもまちづくりと一体となった活性化が重要であるとしています。

「事業者の地域貢献に関するガイドライン」は、大型店や商店街が行う地域への貢献活動をきっかけとして、地域ぐるみの連携・協働を促進し、地域を活性化していく環境づくりを進めようとするものです。

(2) 経緯

県では、平成 19 年 7 月から 9 月にかけて、地域事業者、大型店、地域住民、NPO 等の団体、市町村、商工会・商工会議所等、地域の関係者が一堂に会した地域意見交換会を県内 9 地区で開催しました。その後、意見交換会参加者を中心に外部有識者を含めた策定検討会での検討を経て、ガイドラインを取りまとめました。

2 ガイドラインの概要

(1) 事業者の地域貢献とガイドラインで求める手続

事業者による地域貢献活動は、これまでも自主的に取り組まれてきたところですが、これを地域に知ってもらうことにより、地域ぐるみの協働が促進されることが期待できます。そのため大型店を始めとする事業者に地域貢献計画書又は取組実績報告書(以下「計画書等」という。)の提出をお願いしています。

① 計画書等の提出をお願いする事業者

ア 特定大型店 (店舗面積 1 万㎡超の大規模小売店舗)

特定大型店の設置者には、計画書等の提出を特にお願いしています。提出時期は、

(ア) 新設店: 開店後概ね 6 か月以内

(イ) 既存店: 本ガイドライン公表後概ね 6 か月以内 としました。

イ その他の大型店 (店舗面積 1 万㎡未満)

特定大型店に準じ、計画書等の積極的な提出をお願いしています。

ウ チェーン店、商店街

企業単位や商店街単位での計画書等の提出について、検討をお願いしています。

特定大型店以外の事業者については、提出時期は特に定めていません。

② 計画書等の提出に当たって

地域の住民や各種団体、又は関係者による「協議の場」の意見をできるだけ踏まえた計画書等の作成をお願いします。

③ 提出先

まずは、県への提出をお願いします。

その後は、地域に「協議の場」が設置されている場合は、「協議の場」に計画書等を提出し、内容の説明や意見交換を行ってもらうことが望ましいとしています。

(2) 商業者に求める具体的な地域貢献策（具体例）

本ガイドライン策定に先立ち実施した地域意見交換会での意見を踏まえ、具体的な貢献活動事例を一覧表として示しました。

《具体例》

地域連携の促進（団体への加入、イベントの共催、地域情報の発信など）
地域振興への寄与（千産千消、観光振興への協力、地元雇用の促進など）
景観・環境への配慮（街並みに配慮した施設建設、ゴミの減量化）
地域防災・防犯への協力、青少年健全育成・地域福祉への協力など

(3) 地域の関係者による「協議の場」づくりの提案

① 「協議の場」の設置及び参加者

商業者、住民、諸団体、市町村など地域の関係者が一堂に会し、地域づくりについて継続的に話し合う「協議の場」づくりを提案しています。

② 「協議の場」の役割と運用

商業者の「地域貢献計画」の内容説明や取組実績の報告・検証、地元からの要望の聴取、協働事業の提案などへの活用を期待しています。

「協議の場」の実施状況などについては、県へ情報提供をお願いします、ホームページで公表することで全県的な機運の醸成に努めます。

③ 立ち上げと運営

「協議の場」の調整役は、まちづくりの主体であり、住民をはじめ都市計画や地域福祉など各種団体とも関係の深い市町村や、支援機関である商工会・商工会議所に望まれます。また、体制が整っていれば、住民が主体の組織などが調整役を果たすことも考えられます。

(4) 県の取組

ガイドラインを実効あるものとするため、関係者への周知や協力要請を行うほか、次のような取組を行います。

① 地域貢献活動の情報を積極的に公表します

商業者から提出された計画書等や、地域の「協議の場」の活動状況などについて、県のホームページなどで積極的に公表し、地域への周知と県内普及に努めていきます。

② 大手企業に対して、地域貢献の取組を促していきます

大型店やチェーン店などは地域社会への影響力も大きく、地域からの期待も大きいことから、県と企業との間で「地域振興・地域貢献に関する包括的な協定」を結び、各地域での積極的な取組を促していきます。また、これら企業と定期的な意見交換の場を設けていきます。